

総合事業者保険（財産に関する補償）の補償内容についてのご案内

（2018年1月1日以降補償開始用）

のご案内は、総合事業者保険（財産に関する補償）の保険金の概要をご説明しています。

ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社損害サービスセンターまでお問い合わせください。

1. 各特約における保険金の種類

財産に関する補償では、次の保険金をお支払いします。なお、各特約で支払対象となる保険金は、下図で「○」を付した保険金となります。

| 特約名称 | 保険金の種類 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|----------|---------------|-------------------|---------------|--------------|---------------|---------------------|-----------------|----------------|------------|---------------|----------------|------------------|--------------|
| | I. 損害保険金 | II. 事故時諸費用保険金 | III. 残存物取片つけ費用保険金 | IV. 修理付帯費用保険金 | V. 地震火災費用保険金 | VI. 損害防止費用保険金 | VII. 屋外設備・装置修復費用保険金 | VIII. 危機管理費用保険金 | IX. 安定化処置費用保険金 | X. 店舗休業保険金 | XI. 損失防止費用保険金 | XII. 営業継続費用保険金 | XIII. 借家人賠償責任保険金 | XIV. 修理費用保険金 |
| i. 財物損害補償特約 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| ii. その他不測かつ突発的な事故補償特約 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | |
| iii. 水災危険補償特約 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| iv. 地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用） | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | |
| v. 屋外設備・装置修復費用補償特約 | | | ○ | | | | ○ | | | | | | | |
| vi. 危機管理費用補償特約（火災・破裂・爆発補償） | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| vii. 安定化処置費用補償特約 | | | | | | | | ○ | | | | | | |
| viii. 休業損失補償特約 | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | | | |
| ix. 借家人賠償責任・修理費用補償特約（個別補償） | | | | | | | | | | | | | ○ | ○ |

2. 保険金の概要

I. 損害保険金

i. 財物損害補償特約

次の①から⑦までの保険事故によって保険の対象について生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。

- ① 火災、落雷、破裂・爆発 ② 風災、雹災（ひょうさい）、雪災
- ③ 建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊、建物内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触
- ④ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水（いっすい）
- ⑤ 騒擾（そうじょう）およびこれに類似の集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 ⑥ 盗難
- ⑦ 設備・什器（じゅうき）等が保険の対象である場合において、保険証券記載の建物内における業務用通貨または預貯金証書の盗難

（注1）免責金額は、1万円/5万円/10万円のいずれかを設定します。

（注2）上記⑦の場合、業務用の通貨の盗難は1回の事故につき1敷地内ごとに30万円を限度、業務用の預貯金証書の盗難は1回の事故につき1敷地内ごとに300万円または設備・什器（じゅうき）等の保険金額のいずれか低い額を限度とします。また、免責金額の適用はありません。

（注3）設備・什器（じゅうき）等が保険の対象である場合、その保険の対象が、貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董（こつとう）、彫刻物その他の美術品で、1個・1組の価額が30万円を超えるものであるときは、1個・1組ごとに100万円、1回の事故につき300万円を限度とする損害額から、1万円/5万円/10万円のうち、いずれか設定された免責金額を差し引いた額を補償します。

ii. その他不測かつ突発的な事故補償特約

I. 損害保険金 i. 財物損害補償特約①から⑦までの保険事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象について生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。

iii. 水災危険補償特約

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災によって保険の対象について生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。

iv. 地震・噴火危険補償特約

次の①から③までの保険事故によって保険の対象について生じた損害に対して損害保険金をお支払いします。

- ①地震・噴火による火災、破裂・爆発 ②地震・噴火によって生じた損壊、埋没等 ③地震・噴火による津波、洪水その他の水災

II. 事故時諸費用保険金

上表の事故時諸費用保険金の欄に○が記載されている特約で損害保険金が支払われる場合（ただし、I. 損害保険金 i. 財物損害補償特約⑦の保険事故の場合を除きます。）において、保険事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用として、お支払いする損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。（1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。）

III. 残存物取片つけ費用保険金

上表の残存物取片つけ費用保険金の欄に○が記載されている特約で損害保険金（屋外設備・装置修復費用補償特約においては屋外設備・装置修復費用保険金）が支払われる場合（ただし、I. 損害保険金 i. 財物損害補償特約⑦の保険事故の場合を除きます。）において、損害を受けた保険の対象の残存物の取片つけに要した費用の実費をお支払いします。（損害保険金（屋外設備・装置修復費用補償特約においては屋外設備・装置修復費用保険金）の額の10%に相当する額を限度とします。）

IV. 修理付帯費用保険金

上表の修理付帯費用保険金の欄に○が記載されている特約で、保険事故（ただし、I. 損害保険金 i. 財物損害補償特約⑦の保険事故を除きます。）によって保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり生じた原因調査、点検、調整、試運転、仮修理、賃借、割増賃金などの費用（居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。）のうち、弊社の承認を得て支出した必要・有益な費用をお支払いします。（1回の事故につき、1敷地内ごとに損害が生じた保険の対象の所在する敷地内にかかる保険金額（保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。）に30%を乗じて得た額または5,000万円のいずれか低い額を限度とします。）

V. 地震火災費用保険金

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災によって一定以上（注）の損害が発生した場合に、保険金額（保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。）の5%（1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円を限度とします。）をお支払いします。

（注）損害の額が、保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の再調達価額の20%以上となった場合、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

| |
|---|
| VI. 損害防止費用保険金 |
| I. 損害保険金 i. 財物損害補償特約①の保険事故による損害の発生・拡大の防止のために支出した次の必要・有益な費用の実費をお支払いします。(保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。))から損害保険金の額を差し引いた残額が限度となります。) ● 消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ● 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用・再取得費用 ● 消火活動のために緊急に投入された人員・器材にかかわる費用 |
| VII. 屋外設備・装置修復費用保険金 |
| v. 屋外設備・装置修復費用補償特約 次の①から⑦までの保険事故によって対象屋外設備・装置が損害を受けた場合の修復する費用として屋外設備・装置修復費用保険金をお支払いします。 ① 火災、落雷、破裂・爆発 ② 風災、雹災(ひょうさい)、雪災 ③ 対象屋外設備・装置の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊、対象屋外設備・装置内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触 ④ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水(いっすい) ⑤ 騒擾(そうじょう)およびこれに類似の集団行動、労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 ⑥ 盗難 ⑦ ①から⑥までの保険事故に該当しない不測かつ突発的な事故(水災などを除きます。) |
| VIII. 危機管理費用保険金 |
| vi. 危機管理費用補償特約(火災・破裂・爆発補償) 火災、破裂・爆発(保険事故)によって保険の対象が損害を受けたことに起因して被保険者が負担する危機管理費用(危機管理コンサルティング費用・危機管理実行費用)に対して、危機管理費用保険金(危機管理コンサルティング費用保険金・危機管理実行費用保険金)をお支払いします。ただし、保険事故の翌日から起算して30日以内に実施した危機管理サービスに関して生じた危機管理費用に限り、かつ、危機管理実行費用については、保険事故が発生したことについて新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他これらに準ずる媒体を通じて報道機関により報道された場合に限ります。 |
| IX. 安定化処置費用保険金 |
| vii. 安定化処置費用補償特約 次のいずれかに該当する保険事故によって保険の対象に生じたさび・腐食の進行防止措置、落下物からの衝撃に対する保護処置など(弊社が指定する会社が行うもの)に限り、費用に対して安定化処置費用保険金をお支払いします。 ① 上記「財物損害補償特約」の「損害保険金」に規定する保険事故 ② 財物損害補償特約にその他不測かつ突発的な事故補償特約が付帯されている場合には、その他不測かつ突発的な事故 ③ 財物損害補償特約に水災危険補償特約が付帯されている場合は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災 |
| X. 店舗休業保険金 |
| viii. 休業損失補償特約 次の①から⑨までの保険事故によって保険の対象が損害を受けた結果、営業が休止・阻害されたために生じた損失、または⑩の保険事故によって生じた損失に対して、店舗休業保険金をお支払いします。 ① 火災、落雷、破裂・爆発 ② 風災、雹災(ひょうさい)、雪災 ③ 建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊、建物内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触 ④ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室・場所で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水(いっすい) ⑤ 騒擾(そうじょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 ⑥ 盗難 ⑦ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 ⑧ ①から⑦までの保険事故以外の不測かつ突発的な事故 ⑨ 不測かつ突発的な事由に起因する構外ユーティリティ設備(日本国内に所在するものに限り、)の機能の停止または阻害による電気・ガス・熱・水道・工業用水道の供給または電信もしくは電話の中継の中断または阻害 (注)②または⑦の保険事故により損害を受けた結果生じた損失、①から⑧までの保険事故によって構外物件が損害を受けた結果生じた損失、⑩の保険事故によって生じた損失については休業4日目からお支払いします。 |
| XI. 損失防止費用保険金 |
| viii. 休業損失補償特約 X. 店舗休業保険金viii. 休業損失補償特約①の保険事故による損害を受けた結果生ずる損失の発生・拡大の防止のために支出した次の必要・有益な費用に対して損失防止費用保険金をお支払いします。 ● 消火活動のために費消した消火薬剤などの再取得費用 ● 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます。)の修理費用・再取得費用 ● 消火活動のために緊急に投入された人員・器材にかかわる費用 |
| XII. 営業継続費用保険金 |
| viii. 休業損失補償特約 次の①から⑨までの保険事故によって保険の対象が損害を受けた結果生じた営業継続費用(収益減少を防止・軽減するために復旧期間内に生じた追加費用)、または⑩の保険事故によって生じた営業継続費用に対して、営業継続費用保険金をお支払いします。 ① 火災、落雷、破裂・爆発 ② 風災、雹災(ひょうさい)、雪災 ③ 建物の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊、建物内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触 ④ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室・場所で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水(いっすい) ⑤ 騒擾(そうじょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 ⑥ 盗難 ⑦ 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 ⑧ ①から⑦までの保険事故以外の不測かつ突発的な事故 ⑨ 不測かつ突発的な事由に起因する構外ユーティリティ設備(日本国内に所在するものに限り、)の機能の停止・阻害による電気・ガス・熱・水道・工業用水道の供給または電信・電話の中継の中断・阻害 |
| XIII. 借家人賠償責任保険金 |
| ix. 借家人賠償責任・修理費用補償特約(個別補償) 次の①から③までの事故により日本国内において保険期間中に借戸室が損壊した場合において、被保険者がその借戸室の貸主に対して借主としての法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ① 火災 ② 破裂・爆発 ③ 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れ。ただし、風災、雹災(ひょうさい)、雪災、水災による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 |
| XIV. 修理費用保険金 |
| ix. 借家人賠償責任・修理費用補償特約(個別補償) 次の①から⑥までの事故によって日本国内において保険期間中に発生した借戸室の損壊について、被保険者が貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実に借戸室を修理した場合の修理費用について補償します。 ① 火災、落雷、破裂・爆発 ② 風災、雹災(ひょうさい)、雪災 ③ 借戸室の外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触・倒壊、建物内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触 ④ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れ ⑤ 騒擾(そうじょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為・破壊行為 ⑥ 盗難 |

※上記II. からVI. までの保険金については、お支払いする保険金の額を記載しています。それ以外の保険金については、約款をご覧ください。